四日市市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月２日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市条例第３０号

四日市市議会議員定数条例の一部を改正する条例

四日市市議会議員定数条例（平成１４年四日市市条例第２６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
四日市市議会議員の定数は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第１項の規定により３２人とする。	四日市市議会議員の定数は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第１項の規定により３４人とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

（議会事務局議事課）